

南陽市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



南 陽 市
令和4年3月

■ 目次

I 背景	2
II 基本的事項	3
1 目的	
2 対象とする範囲	
3 対象とする温室効果ガス	
4 計画期間	
5 上位計画及び関連計画との位置付け	
III 温室効果ガスの排出状況	5
1 「温室効果ガス総排出量」	
IV 温室効果ガスの排出削減目標	6
1 温室効果ガスの排出量に関する削減目標	
2 分野別の削減目標数値	
V 目標達成に向けた取組	7
1 取組の基本方針	
2 具体的な取組内容	
VI 進捗管理体制と進捗状況の公表	13
1 推進体制	
2 点検・評価・見直し体制	
3 進捗状況の公表	
<参考資料>	15

I 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015 年 12 月に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998 年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法によりすべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

2016 年（平成 28 年）5 月 13 日には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を 2030 年度（令和 12 年度）に 2013 年度（平成 25 年度）比で 26%減とすることが掲げられました。

また、2021 年（令和 3 年）5 月に温対法が改正されたことに伴い、2021 年（令和 3 年）10 月 22 日に政府は地球温暖化対策計画を改訂（閣議決定）し、2030 年度（令和 12 年度）の我が国の温室効果ガス削減目標を引き上げ、2013 年度（平成 25 年度）比で 46%削減を目指すことを表明しています。また、同計画において、部門別の削減目標も設定され、市の事務事業に係る「業務その他部門」の削減目標は 51%と設定されました。同計画においても、地方公共団体に対し、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

上記を踏まえ、南陽市においても地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

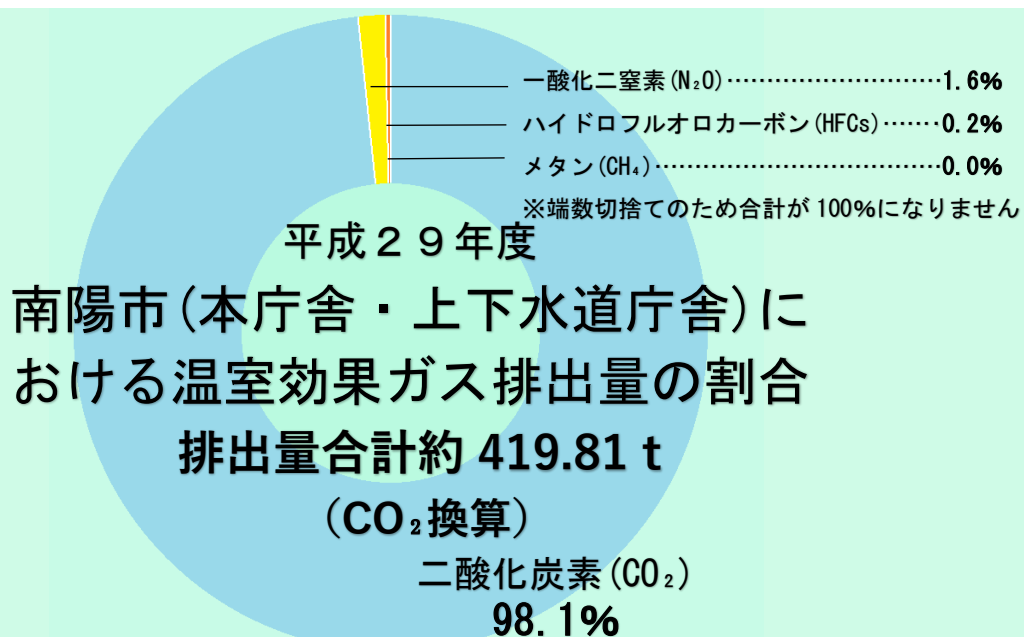


図 1 南陽市（本庁舎・上下水道庁舎）における温室効果ガス排出量の割合

Ⅱ 基本的事項

1 目的

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられた「地方公共団体実行計画」であり、南陽市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、南陽市の事務及び事業（市が直接実施するもの）全般とするが、数値目標や実績検証については本庁舎（各課、教育委員会、行政委員会事務局）、上下水道庁舎を対象とします。

3 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項に規定された7種類（表1）の温室効果ガスのうち、最も濃度が高く、また、排出量の大部分を占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

表1 温対法で規定される温室効果ガスの種類

ガスの種類	性質	主な発生源	地球温暖化係数※1
CO ₂ 二酸化炭素	・代表的な温室効果ガス	燃料（石油、ガス等）の燃焼、電気の使用等	1
CH ₄ メタン	・天然ガスの主成分で、常温で気体	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て等	25
N ₂ O 一酸化二窒素	・数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質	家畜の糞尿処理、自動車の走行等	298
HFCs ハイドロフルオロカーボン類	・オゾン層を破壊しない ・強力な温室効果ガス	カーエアコンの使用等	1,430～ 11,700※2
PFCs パーフルオロカーボン類	・フロン（炭素とフッ素） ・強力な温室効果ガス	半導体の製造等	6,500～ 9,200※2
SF ₆ 六ふっ化硫黄	・硫黄の六フッ化物 ・強力な温室効果ガス	電気の絶縁体等	23,900
NF ₃ 三ふっ化窒素	・無機化合物（窒素とフッ素） ・強力な温室効果ガス	半導体の製造等	17,200

※1 二酸化炭素を1として比較した場合の地球温暖化をもたらす程度を示す数値

※2 HFCとPFCは、物質群であり具体的な物質名は施行令第1条及び第2条に掲載

4 計画期間

2021 年度（令和 3 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）末までを計画期間とします。また、計画開始から 5 年後の 2025 年度（令和 7 年度）に、計画の見直しを行います。

基準年度は、国の基準値に最も近く、年間データを把握することが可能な 2017 年度（平成 29 年度）とします。

項 目	年 度								
	H29	...	R3	R4	R5	R6	R7	...	R12
期間中の項目	基準 年度		計画 開始				計画 見直し		目標 年度
計画期間									

図 2 計画期間のイメージ

5 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、温対法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、第 6 次南陽市総合計画との整合を図る計画とします。

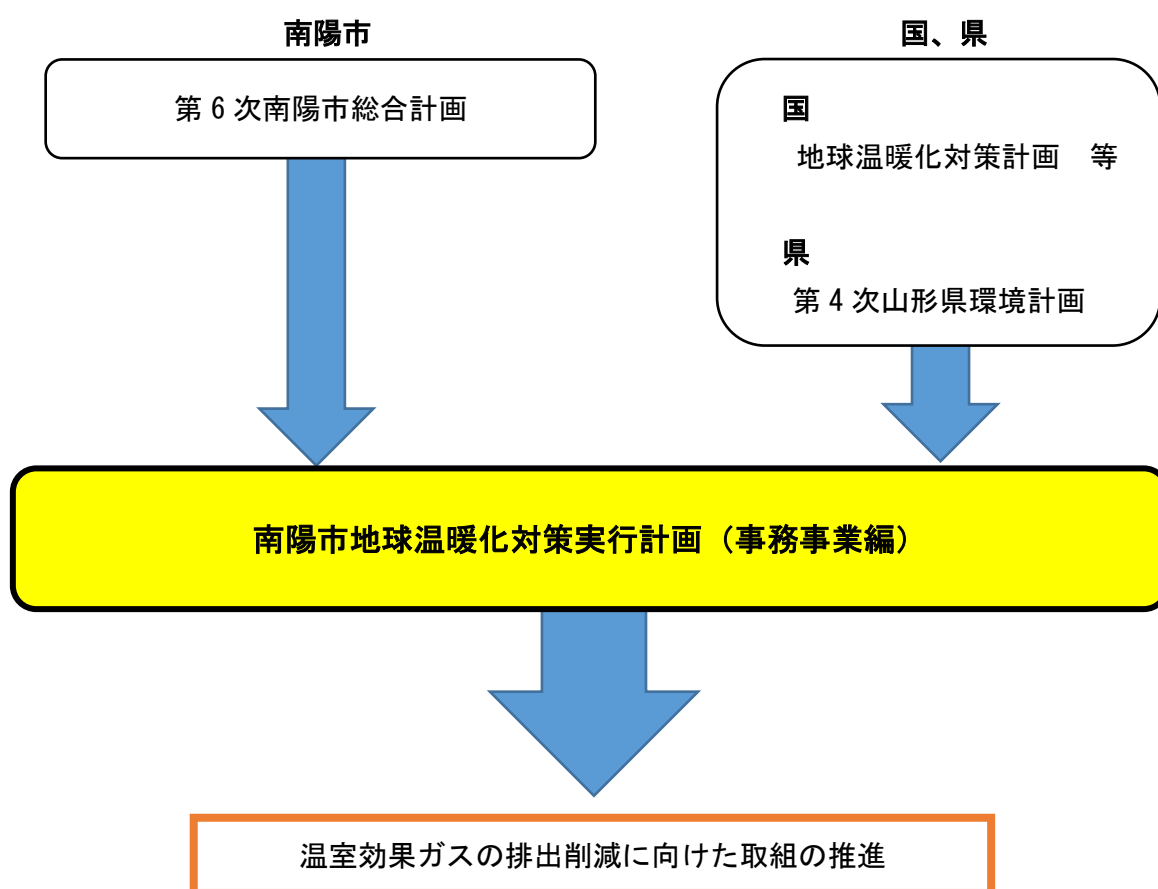


図 3 本計画の位置付け

Ⅲ 温室効果ガスの排出状況

1 「温室効果ガス総排出量」

南陽市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2017 年度（平成 29 年度）において、411.87t-CO₂となっています。

表 2 基準年度の温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスの 発生源	使用量等	排出量 (t-CO ₂)	排出割合 (%)
電気	646,645 (kwh)	330.92	80.4
ガソリン	26,833 (L)	62.25	15.1
灯油	1,369 (L)	3.41	0.8
軽油	5,926 (L)	15.29	3.7
合計	—	411.87	100.0

また、エネルギー種別では、電気が全体の 80.4%を占め、次いでガソリン 15.1%、軽油 3.7%、灯油 0.8%となっています。

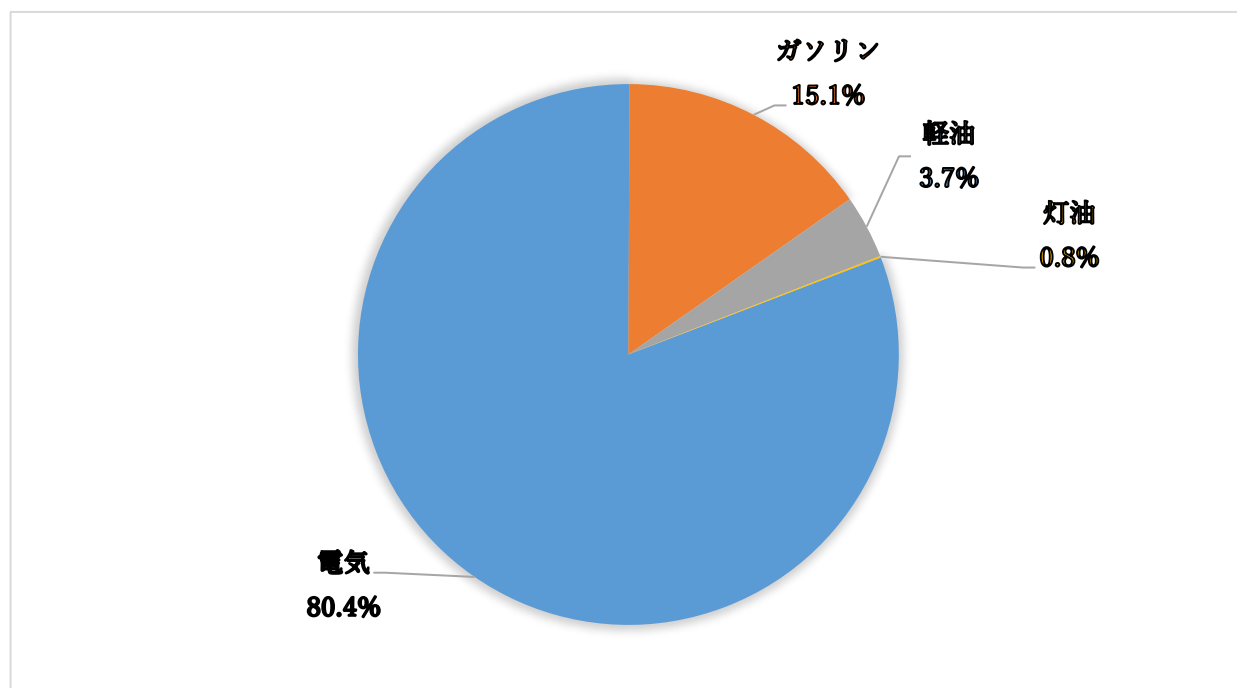


図 4 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（平成 29 年度）

Ⅳ 温室効果ガスの排出削減目標

1 温室効果ガスの排出量に関する削減目標

国の地球温暖化対策計画の中期目標では目標年度である 2030 年度（令和 12 年度）に、基準年度の 2013 年度（平成 25 年度）比で業務その他部門の排出量を 51%削減することを目標としており、基準年度から 17 年間で 51%削減、1 年あたり 3.0%の削減率となります。本計画の基準年度から目標年度までの期間は 13 年間であることから南陽市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を次のように設定します。

削 減 目 標

総排出量の 削減目標 (t-CO ₂ /年)	平成 29 年度（基準年度） 2017 年度	令和 12 年度（目標年度） 2030 年度	削減目標
	411.87	251.24	160.63 (▲39%)

基準年度から目標年度まで毎年概ね 3.0%の削減を目安とする。（年間 12.36 t-CO₂削減）

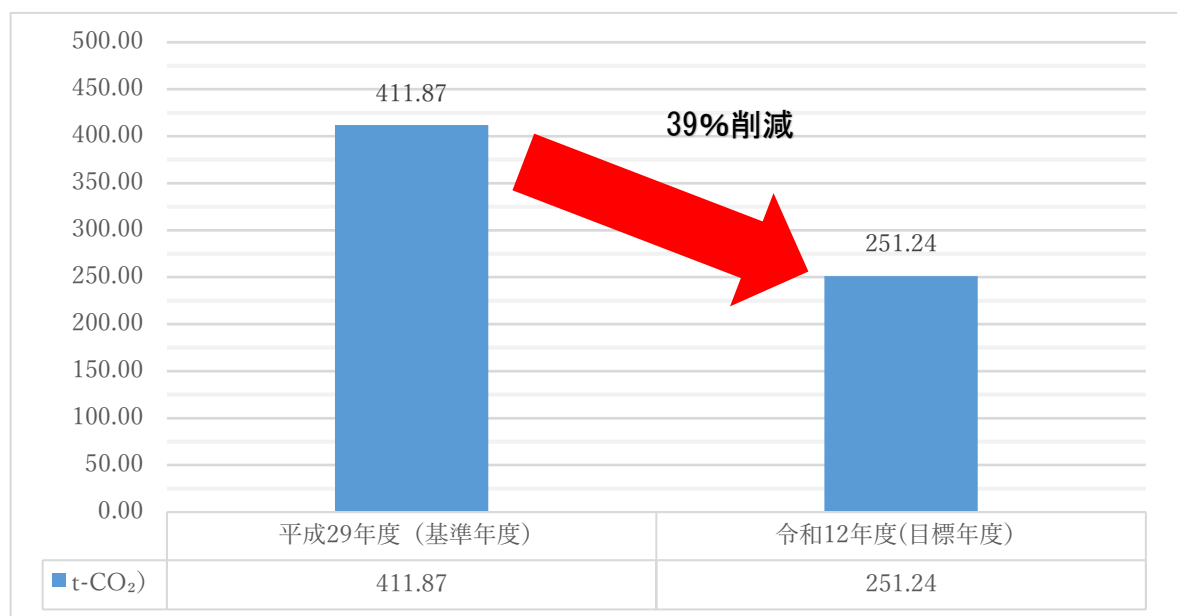


図 5 削減のイメージ

V 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガス削減目標を達成するための取組として、市の事務及び事業に係る電気使用量とガソリン、灯油などの燃料使用量の削減に取り組めます。

その中でも、エネルギー種別排出量で全体の大部分を占める電気使用量の削減に重点的に取り組めます。

2 具体的な取組内容

取り組む項目は以下のとおりとします。

(1) 各庁舎における省エネルギーの推進

(2) 公用車の燃料使用量の削減及び効率的利用の推進

(3) 施設の建設・維持管理等にあたっての環境への配慮

(4) 用紙類の使用量の削減

(5) グリーン購入の推進

(6) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

(7) 水道使用量の削減

(8) 職員に対する啓発

(1) 各庁舎における省エネルギーの推進

① 電気使用量の削減

(職員)

- ☐ 昼休みなどにおいて業務に支障のない範囲で不要な照明を消灯する。
- ☐ 更衣室、会議室、倉庫等の不要な照明を消灯する。
- ☐ 時間外勤務等で、不要な照明を消灯する。
- ☐ エレベーターの利用は荷物の運搬時を除き、極力控え階段を利用する。
- ☐ 廊下等の照明は支障のない範囲で間引き消灯する。
- ☐ 節電機能のある機器を使用する際には、省エネ設定を行う。
- ☐ 使用頻度の少ない機器は、コンセントを外して待機電力を抑制する。
- ☐ 特に夏・冬期間は冷暖房機に頼りすぎないように服装を工夫する。(COOLBIZ、WARMBIZ に倣って、夏涼しく、冬暖かいエコスタイルに心がける。)
- ☐ 毎週金曜日をノー残業デーとし、時間外勤務等で使用する電気量を削減する。
- ☐ パソコンの電源をこまめに切る。

(所属、庁舎管理等)

- ☐ 冷暖房時、温度管理を徹底する。(冷房時 28℃、暖房時 20℃に設定)
- ☐ 冷暖房は、終業時間 15 分前に停止する。
- ☐ 空調効果を高めるためブラインド等を活用する。(退庁時は閉める)
- ☐ O A 機器や電化製品等の購入時は、省エネタイプの機器を選択する。
- ☐ 照明設備の L E D 化を検討する。
- ☐ 庁舎等の屋外照明は、支障のない範囲で消灯するなどライトダウンに努める。
- ☐ 人感センサー、自動照度調節、インバーター制御機器等の省エネ型照明機器の導入を検討し推進する。
- ☐ 時間外のエレベーターの運行台数を可能な限り規制する。
- ☐ 自動販売機は、設置台数の適正化を図るとともに、省エネ型への変更をメーカー等に指示する。
- ☐ サーバーの電源は午後 8 時以降切るよう検討する。
- ☐ CO₂排出量の少ない発電を行っている電力会社との契約を検討する。

② 庁舎等の ZEB (※) 化に向けた検討

(庁舎管理)

- ☐ 省エネルギー性能の向上や再生可能エネルギーの導入等により、ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の実現に向けた検討を進める。

※ZEB：従来の 50%以下までエネルギー消費量を削減した上で、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを利用することで、エネルギー消費量の収支がゼロとなる建築物

(2) 公用車の燃料使用量の削減及び効率的利用の推進

① 公用車等の効率的利用

(職員)

- ☐ タイヤの空気圧の点検等、適切な車両整備を行う。
- ☐ 不必要なアイドリングや急発進、急加速、空ブカシ等をしない。
- ☐ 車間距離にゆとりをもって加速・減速を抑制する。
- ☐ カーエアコンの適正使用を心がける。
- ☐ 不要な荷物を載せない。
- ☐ 相乗りなどにより、公用車利用の効率化を図る。

(所属、庁舎管理等)

- ☐ 公用車の使用実態を把握し、台数の適正化に努める。

② 低燃費・低公害車の導入

(所属、庁舎管理等)

- ☐ 公用車の購入時は、低燃費・低公害車(※)を導入する。

※低公害車：自動車排出ガスがない又はその量が相当程度少ない自動車をいう。具体的には、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車をいう。

(3) 施設の建設・維持管理等にあたっての環境への配慮

① 環境性能の高い施設の整備

(所属、庁舎管理等)

- ☐ 公共建築物の省エネルギー性能や環境性能に関する基準を定めた「公共建築物における環境配慮基準」に基づき、環境性能の高い施設の整備を検討する。
- ☐ 建築物の断熱性の向上を図るため、二重窓、複層ガラス、断熱材等の使用を検討する。
- ☐ 建設材料は、リサイクル可能なものの積極的な活用を検討する。

② 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

(所属、庁舎管理等)

- ☐ ヒートポンプ方式等のエネルギー効率の高い空調設備、給湯設備等の導入を検討する。
- ☐ 建築物の規模、用途に合わせて、エネルギー使用の合理化が図れる設備の導入を検討する。

③ 再生可能エネルギーの有効利用

(所属、庁舎管理等)

- ☐ 太陽光や太陽熱、バイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーを利用した設備の導入を検討する。

④ 水の有効利用

(所属、庁舎管理等)

- ☐ 雨水貯留タンク等の雨水利用施設の導入を検討する。

(4) 用紙類の使用量の削減

(職員)

- ☐ 文書、資料等を簡素化し、作成部数を最小限にする。
- ☐ 可能な限り、両面印刷・両面コピーに心がける。
- ☐ ページ数が多い場合は、印刷機を利用する。
- ☐ ミスコピーしないよう留意するとともに、コピー後はオールクリア（AC）キー又はリセットキーを押し、ミスコピーを防止する。ミスコピー紙の裏面の利用を図る。
- ☐ FAX送信票は、極力省略する。
- ☐ 会議、研修会時の封筒配布は、極力省略する。

(所属、庁舎管理等)

- ☐ 研修会、会議の開催はパソコン機器を使用したプレゼンテーション形式を採用するなど、文書、資料の共有化に努める。
- ☐ 庁内ネットワーク（Group Session）ペーパーレス化を推進する。
- ☐ 各種広報用印刷物の種類・数量等を十分に検討し、印刷物の総量削減に努める。

(5) グリーン購入の推進

① 再生紙の導入

(職員・所属、庁舎管理等)

- ☐ 再生紙を利用したコピー用紙を使用する。
(古紙配合率 70%以上、白色度 70%以下 フルカラーのみ白色度 80%)
- ☐ 再生紙を使用したトイレットペーパーを使用する。

② 環境にやさしい事務用品の導入

(職員・所属、庁舎管理等)

- ☐ エコマーク、グリーンマークなどの表示がある環境にやさしい製品を優先的に導入する。
- ☐ 物品等の購入・使用は環境にやさしい製品や使用後にリサイクルしやすいものを選択するように努める。
- ☐ 過剰包装した製品や使い捨て製品の発注を控え、詰め替えやリサイクルが可能なものを優先的に購入する。

(6) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

① 廃棄物の減量

(職員)

- ☐ 添付書類の削減に努める。
- ☐ シュレッダーは極力使用せず、機密文書の廃棄に限定する。
- ☐ 紙パックや紙コップ、割り箸等の使い捨て製品の利用を控える。(マイ箸持参の推進)
- ☐ 3Rに努める。(リユース：再利用、リデュース：発生抑制、リサイクル：再生利用)
- ☐ 生ごみの水きりを徹底する。
- ☐ 個人で持ち込んだ飲食物等のごみは個人の責任で自宅等へ持ち帰る。
- ☐ 会議、研修会等でペットボトルを始めとしたお茶等を配布した場合は、出席者に持ち帰るよう周知する。

(所属、庁舎管理等)

- ☐ 事務用機器は、可能な限り修理を行うなど長期使用に努める。

② リサイクル

(職員)

- ☐ 分別の仕方を十分理解し、分別の徹底を図る。
- ☐ リサイクル可能な文書等は市の委託業者に排出し、資源ごみ売却代金の還元を図る。
- ☐ 使用済み封筒を再利用する。
- ☐ 使用済みのポスターやカレンダー等を活用する。

(所属、庁舎管理等)

- ☐ トナーカートリッジ等の使用済容器類は、再利用や再生利用を促進するため、納入業者に引き取るよう引き続き要請する。
- ☐ 事務用品などのカタログや電話帳は資源化を図るため、資源ごみに出す。
- ☐ 生ごみなどの食品残渣のリサイクル、堆肥化に努める。

(7) 水道使用量の削減

(職員)

- ☐ 歯磨きなどで水を使う際は、こまめに蛇口を閉める。
- ☐ 洗車時には、バケツの使用、ホースの手元制御弁などにより節水に努める。
- ☐ トイレでの2度流しを控える。(流水音発生装置の利用)
- ☐ 湯呑み等の洗浄は、洗い桶等でまとめて洗うなど、効率的に利用する。

(所属、庁舎管理等)

- ☐ 水圧の調整や節水コマ(※)の取付を検討する。

※節水コマ：水道の蛇口に取り付けて水量を制限する器具。蛇口を半開きにした状態で水量を約半分に押さえる節水効果が得られる。1分間に約6割の節水が可能となる。

(8) 職員に対する啓発

(職員)

- ☐ 本計画の実施状況に関する情報を提供する。
- ☐ 本計画への取組について職員の積極的な参加を奨励する。

Ⅵ 進捗管理体制と進捗状況の公表

（１）推進体制

本計画を推進するために、副市長を委員長とする「南陽市地球温暖化対策委員会」を設けます。また、各課等に「地球温暖化対策推進員」を配置し、取組を着実に推進します。

① 南陽市地球温暖化対策委員会

副市長（委員長）、市民課長・総務課長（副委員長）、各課の長（委員）から構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 南陽市地球温暖化対策委員会事務局

市民課職員で構成します。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各課の実行状況を把握するとともに、委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進員

各課等に１名配置します。各課等において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

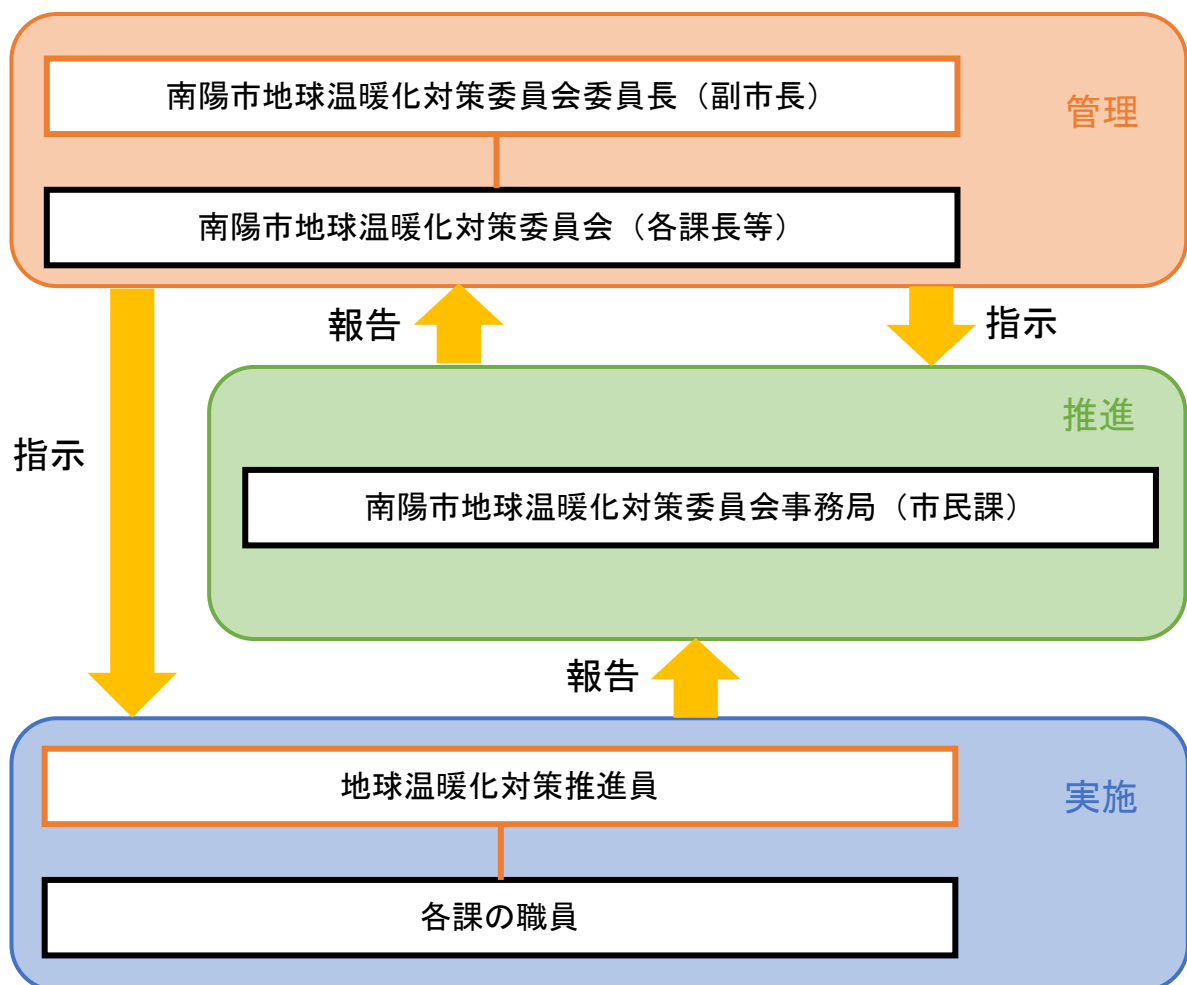


図 6 本計画の推進体制

（２）点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の４段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年度の取組に対するPDCA を繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCA を推進します。

① 毎年度のPDCA

本計画の進捗状況は、推進員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して委員会に報告します。委員会は毎年度１回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は毎年度１回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2025 年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2026 年度に本計画の改定を行います。

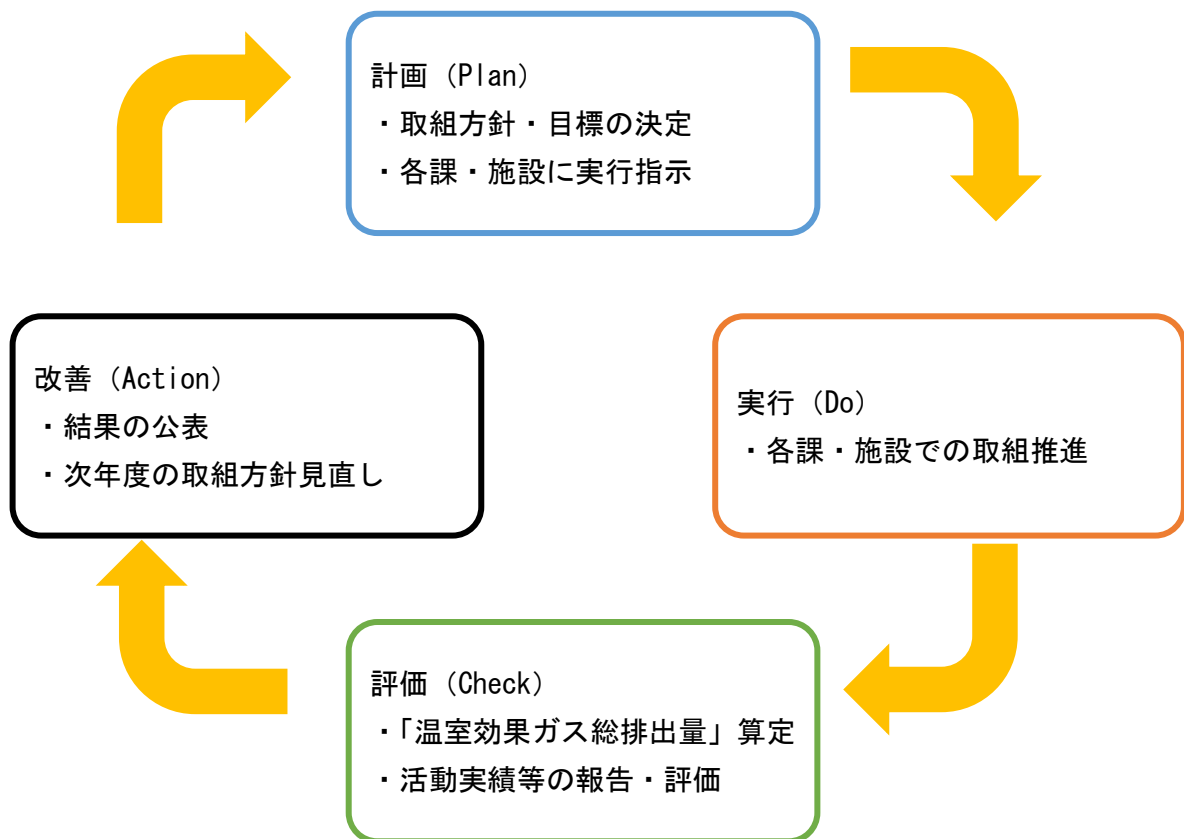


図 7 毎年度のPDCA イメージ

（３）進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、温対法第 21 条第 10 項に基づき南陽市の広報紙やホームページ等で毎年度公表します。

資料

- 1 温室効果ガスの排出量の算定方法 16
- 2 南陽市地球温暖化対策委員会設置規程 18
- 3 地球温暖化対策の推進に関する法律より抜粋 20

1 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガスの排出量の算定方法は、平成 29 年 3 月に環境省が策定した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づき、算定項目ごとの活動量に排出係数を乗じた後、地球温暖化係数（本編 P6 表 1 参照）を乗じて算定します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

温室効果ガス排出係数

◇二酸化炭素（CO₂）

対象となる排出活動		排出係数	単位
燃料の使用	ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
	灯油	2.49	kg-CO ₂ /ℓ
	軽油	2.58	kg-CO ₂ /ℓ
他人から供給された電気の使用	東北電力株式会社※ ¹	0.519 (0.555) ※ ²	kg-CO ₂ /kWh

※¹ 令和元年度の電気事業者別の CO₂ 排出係数（令和 3 年 1 月 7 日環境省・経済産業省公表）

※² ※¹ による公表がされていない事業者からの供給を受けた場合使用する代替値

◇メタン（CH₄）

対象となる排出活動					排出係数	単位
自動車 の 走行	乗 用	普通・小型自動車	ガソリン	10 人以下	0.000010	kg-CH ₄ /km
				11 人以上	0.000035	kg-CH ₄ /km
			軽 油	10 人以下	0.000002	kg-CH ₄ /km
				11 人以上	0.000017	kg-CH ₄ /km
	貨 物 車	軽自動車	ガソリン	—	0.000010	kg-CH ₄ /km
		普通自動車	ガソリン	—	0.000035	kg-CH ₄ /km
			軽 油	—	0.000015	kg-CH ₄ /km
		小型自動車	ガソリン	—	0.000015	kg-CH ₄ /km
			軽 油	—	0.0000076	kg-CH ₄ /km
		軽自動車	ガソリン	—	0.000011	kg-CH ₄ /km
	特 殊	普通・小型・軽自 動車	ガソリン	—	0.000035	kg-CH ₄ /km
			軽 油	—	0.000013	kg-CH ₄ /km
一般廃棄物の焼却					0.000950	kg-CH ₄ /t

◇一酸化二窒素 (N₂O)

対象となる排出活動					排出係数	単位
自動車 の 走行	乗 用	普通・小型自動車	ガソリン	10 人以下	0.000029	kg-N ₂ O/km
				11 人以上	0.000041	kg-N ₂ O/km
			軽 油	10 人以下	0.000007	kg-N ₂ O/km
				11 人以上	0.000025	kg-N ₂ O/km
		軽自動車	ガソリン	—	0.000022	kg-N ₂ O/km
	貨 物 車	普通自動車	ガソリン	—	0.000039	kg-N ₂ O/km
			軽 油	—	0.000014	kg-N ₂ O/km
		小型自動車	ガソリン	—	0.000026	kg-N ₂ O/km
			軽 油	—	0.000009	kg-N ₂ O/km
		軽自動車	ガソリン	—	0.000022	kg-N ₂ O/km
			軽 油	—	0.000025	kg-N ₂ O/km
	特 殊	普通・小型・軽自 動車	ガソリン	—	0.000035	kg-N ₂ O/km
			軽 油	—	0.000025	kg-N ₂ O/km
一般廃棄物の焼却					0.056700	kg-N ₂ O/t

◇ハイドロフルオロカーボン (HFC)

対象となる排出活動		排出係数	単位
自動車用エアコンディショナーの使用		0.01	kg-HFC/台
ディーゼル機関（自動車、 鉄道車両、船舶に用いるもの を除く）	灯油	0.00006239	kg-CO ₂ /ℓ
	軽油	0.00006409	kg-CO ₂ /ℓ

2 南陽市地球温暖化対策委員会規程

平成18年3月31日
南陽市訓令第 6 号

(設置)

第1条 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）を策定し、及び総合的な推進を図るため、南陽市地球温暖化対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 実行計画の策定、推進状況の点検、評価、公表、見直しに関すること。
- (2) その他実行計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、副市長及び別表に掲げる職員をもって組織する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。
- 4 副委員長は、市民課長及び総務課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、資料提供又は意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長及び部会員で組織する。
- 3 部会長は副委員長のうちから、部会員は委員のうちから、それぞれ委員長が指名する。
- 4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(地球温暖化対策推進員)

第6条 委員会の所掌事務の具体的事項の推進を図るため、地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を置く。

- 2 推進員は、委員（副市長及び主幹を除く。）が所属する課等の中から当該委員が指名した職員とする。
- 3 推進員の会議は、必要に応じて副委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、市民課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日訓令第12号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日訓令第10号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日訓令第3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表

総務課長 技術調整主幹 みらい戦略課長 情報デジタル推進主幹 財政課長 税務課長 総合防災課長 市民課長 福祉課長 すこやか子育て課長 ワクチン接種対策主幹 農林課長 農村森林整備主幹 商工観光課長 建設課長 上下水道課長 会計課長 管理課長 学校教育課長 社会教育課長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長

3 地球温暖化対策の推進に関する法律より抜粋

(平成10年10月9日法律第117号)

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条 7 に規定する割当量

二 京都議定書第六条 1 に規定する排出削減単位

三 京都議定書第十二条 3 (b) に規定する認証された排出削減量

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項